

火災共済事業施行規則

大阪市民共済生活協同組合

設 定	昭和36年	7月25日
一部改正	昭和37年	8月21日
全部改正	昭和39年	7月28日
一部改正	昭和44年	11月4日
一部改正	昭和46年	5月21日
一部改正	昭和47年	5月22日
一部改正	昭和49年	5月18日
一部改正	昭和50年	5月19日
一部改正	昭和52年	5月24日
一部改正	昭和53年	5月10日
一部改正	昭和54年	5月10日
一部改正	昭和55年	5月9日
全部改正	昭和57年	5月17日
一部改正	昭和58年	5月19日
一部改正	昭和61年	5月13日
一部改正	昭和62年	5月18日
一部改正	平成3年	6月3日
一部改正	平成6年	6月9日
全部改正	平成10年	6月10日
一部改正	平成16年	10月1日
一部改正	平成21年	10月1日
一部改正	平成22年	4月1日
一部改正	平成24年	7月1日
一部改正	平成25年	4月1日
一部改正	平成25年	7月30日
一部改正	平成27年	7月24日
一部改正	平成30年	6月5日
一部改正	令和元年	10月1日
一部改正	令和2年	10月1日
一部改正	令和3年	10月1日

目 次

第1章 総則（第1条～第2条）	・・・・・・・・・・	1
第2章 火災共済事業の実施について（第3条～第14条）	・・・・・・・・・・	1
第3章 雑則（第15条～第16条）	・・・・・・・・・・	4

第1章 総則

(総則)

第1条 大阪市民共済生活協同組合（以下「組合」といいます。）は、火災共済事業規約（以下「規約」といいます。）第52条（規則）に基づき、この規則を定めます。

(同一世帯に属する親族の定義)

第2条 規約第3条（火災等による損害の定義）第4号ただし書きに掲げる同一の世帯に属する親族とは、共済契約者と日常生活において各人の収入、支出の全部又は一部を共同して計算する親族をいいます。

第2章 火災共済事業の実施について

(共済の目的の制限及び特例)

第3条 規約第9条（共済の目的の範囲）第1項ただし書きに掲げる共済の目的とすることができないものは、次の各号に掲げるものとします。

- (1) 空家又は建築中の建物
- (2) 非合法の建物等の防火上きわめて危険と認められる建物
- (3) 前2号に掲げる建物内に収容されている家財

2 前項第1号の建物のうち、次の各号のいずれかに該当する場合に限り共済の目的とすることができます。

- (1) 新築又は改築の場合で建物が完成し、30日以内に居住することが確定している建物
- (2) 居住地以外の建物で居住地に隣接している建物又はおおむね月1回以上見回りしている建物
- (3) 前2号に掲げる建物内に収容されている家財

3 規約第18条（共済契約者の通知義務等）第1項第3号の事実が発生した場合で、共済契約者がこの組合にその事実を通知したときは、その理由が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、引き続き共済契約を締結することができます。この場合において、当該建物に収容されている家財については、相当程度が残っている場合に限りです。

- (1) 転勤又は、出張（長期又は短期）あるいは入院等により、空家又は、無人となった建物で再入居を前提としたもの
- (2) 貸家などで入居者の移転により一時空家又は、無人となった建物で入居を前提としたもの

(共済契約の締結の単位)

第4条 共済契約関係者が所有する建物が同一敷地内に2戸以上あり、規約第10条（共済契約の締結の単位）第4項に規定する共済契約の締結がされていないときは、当該敷地内の共済

の目的とすることができるすべての建物又は、家財について一括して共済契約が締結されているとみなします。ただし、当該建物が同構造・同用途のもので、共済契約関係者が居住しているものに限りません。

2 前項の共済契約が締結されている場合の損害の額及び焼破損割合等の算出は一括して行い共済金を算定します。

(建物の構造の定義、構造及び用途区分)

第5条 規約第13条(共済掛金額)に掲げる共済の目的である建物の構造の定義は、次の各号のとおりとします。

(1) 耐火造

ア 建物の主要構造部のうち、柱、はり及び床がコンクリート造又は鉄骨を被覆したもので組み立てられ、屋根、小屋組、及び外壁のすべてが不燃材で造られたもの

イ 外壁のすべてがコンクリート造、コンクリートブロック造、レンガ造又は石造の建物

(2) 木造

ア 前号以外の建物

2 規約第13条(共済掛金額)に掲げる共済の目的である建物の構造及び用途区分は、次の各号のとおりとします。

(1) 耐火造専用住宅・・・もっぱら居住の目的で使用する耐火造の建物(公営住宅等集合住宅を含みます。)

(2) 木造専用住宅・・・もっぱら居住の目的で使用する木造の住宅

(3) 商店併用住宅・・・主として居住を目的とする他、商店(事務所を含みます。)として使用する建物

(4) 作業場併用住宅・・・主として居住を目的とする他、作業場として使用する建物

(5) 木造共同住宅・・・もっぱら居住の目的で特に複数の世帯が区分毎に使用する建物

(短期契約)

第6条 この組合は、共済契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、規約第14条(共済期間)第1項ただし書きの規定により短期契約を締結することができます。

(1) 共済契約者が、既に締結している契約の残期間について契約口数を増加するとき。

(2) 共済契約者が、既に締結している他の共済契約の満期日に合わせて共済契約を締結するとき。

(3) 共済契約者が、転出予定日に合わせて共済契約を締結するとき。

ただし、この場合の契約満期日は、当該事実が発生する日の属する月の末日とします。

(4) 前3号に掲げるもののほか、共済契約者の申出によりこの組合が認めたとき。

(共済金請求書類)

第7条 規約第38条(共済金の支払請求)に規定する書類とは、火災等による損害に応じ、この組合が必要とする以下の書類とします。

- (1) 消防署が発行するり災証明書
- (2) 登記簿謄本
- (3) 自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書
- (4) 落雷証明書
- (5) 共済金支払に関わる同意書
- (6) 権利移転証
- (7) 施工業者等の見積書又は領収書
- (8) 見舞金支払い確認書
- (9) 他の保険会社等から支払われた保険金等の金額がわかる通知書等
- (10) 示談書

(端数処理)

第8条 この組合は、規約第14条(共済期間)第2項に規定する短期契約による共済掛金額及び規約第25条(共済契約の解約、解除又は消滅の場合の共済掛金の払い戻し)の規定により算出した額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(共済契約申込者が未成年者の場合の取扱い)

第9条 この組合は、規約第15条(共済契約の申込み及び共済契約申込者の告知事項)にいう共済契約申込者が未成年者の場合には、当該未成年者の法定代理人が同意をした場合に限り、共済契約の申込みを受付けるものとします。

ただし、当該未成年者が満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者については、この限りではありません。

(共済金受取人が複数人ある場合の特例)

第10条 規約第8条(共済金受取人の範囲)第3項に規定する者が共済金を請求する場合であって、規約第38条(共済金の支払請求)第3項に規定する提出書類の内、その他の共済金受取人の委任状と全員の印鑑登録証明書(以下「その他の書類」といいます。)の提出ができない場合には、そのできない理由をこの組合に通知しなければなりません。

2 この組合は前項の通知を受け、その他の書類を提出できない正当な理由がある場合に限り、本来支払うべき火災等共済金から他の書類が提出できない者の持分を控除して、共済金を支払うことができます。

(焼破損割合による火災等共済金の額の算定)

第11条 規約第26条(火災等共済金)第2項における火災等共済金の額は、共済目的全体に対する損害割合(以下「焼破損割合」といいます。)が70パーセント以上のときは、同条同項の規定にかかわらず当該共済契約の共済金額に相当する額とします。

(風呂のからだきによる損害)

第12条 この組合は、共済契約者が所有する風呂(借家人である共済契約者が家主の許可を得て自費で設置したものを含みます。)の空だきによる損害については、規約第3条(火災等による損害の定義)第1号ただし書きの規定にかかわらず同号に規定する火災による損害に含みます。

(共済金の代理請求)

第13条 規約第38条(共済金の支払請求)第4項に規定する共済金受取人の代理人(以下「代理請求人」といいます。)が共済金を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添え、この組合に提出しなければなりません。

- (1) 共済金受取人が共済金を請求できない事情の届出書(代理請求人の実印を押印したもの)
- (2) 代理請求人の印鑑証明書
- (3) 医師の診断書又は意見書
- (4) 代理請求人の住民票(続柄が記載されたもの)又は健康保険証の写し
- (5) 共済金受取人との続柄が確認できる戸籍謄本(前号の書類で続柄が確認できない場合)
- (6) 代表者に対する委任状(規約第38条(共済金の支払請求)第5項に規定する者が2人以上ある場合)

(審査委員会)

第14条 この組合は、規約第45条(異議の申立て及び審査委員会)第4項に規定する審査委員会の組織運営については、審査委員会規則に定めます。

第3章 雑則

(雑則)

第15条 共済契約申込書、共済契約証書等の様式、その他共済事業の実施に関し、必要な事項は理事長が定めます。

(改廃)

第16条 この規則の変更及び廃止は、理事会の議決をもって行います。

附 則

この改正の施行日は、理事長が定める。(平成22年4月1日施行)

附 則

この改正の施行日は、理事長が定める。(平成24年7月1日施行)

附 則

この改正の施行日は、理事長が定める。(平成25年4月1日施行)

附 則

1. この改正の施行日は、理事長が定める。(平成25年7月30日施行)
2. 第15条(共済金の代理請求)については、平成25年10月1日以降の共済金の支払い請求から適用します。

附 則

この改正の施行日は、理事長が定める。(平成27年7月24日施行)

附 則

この改正の施行日は、理事会の議決承認を受けた日(平成30年6月5日)

附 則

この改正の施行日は、理事会の議決承認を受けた後に理事長が定める。(令和元年10月1日)

附 則

この改正の施行日は、理事会の議決承認を受けた後に理事長が定める。(令和2年10月1日)

附 則

この改正の施行日は、理事会の議決承認を受けた後に理事長が定める。(令和3年10月1日)